

みやぎきの養殖業グリーン化事業費補助金実施要領

令和 7 年 4 月 1 日
農政水産部水産局水産政策課

第 1 趣旨

この要領は、みやぎきの養殖業グリーン化事業費補助金交付要綱（令和 7 年 4 月 1 日定め。以下「交付要綱」という。）に定める補助金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 補助事業者及び事業主体

補助事業者及び事業主体は、別表に示すとおりとする。

第 3 補助対象経費及び補助対象額の算出

補助対象経費及び補助対象額の算出は、別表に示すとおりとする。

第 4 事業の実施

- 1 直接補助事業による場合は養殖業者等が、間接補助事業による場合は市町村が事業主体（養殖業者等）の計画をとりまとめ、県が別に定める期日までに交付要綱で定める事業計画書を作成の上、県に提出するものとする。
- 2 県は、事業計画書を審査し、適当と認められる場合には、予算を超えない範囲で、補助事業者に対し補助金の交付内示を通知するものとする。
- 3 本事業で購入した人工種苗、配合飼料及び養殖資材は、環境負荷低減型養殖業に向けた取組を達成する前に、転売又は処分してはならない。

第 6 事業の実施期間

本事業の実施期間は補助金の交付決定の日から当該交付決定のあった日の属する年度の 2 月末日までとする。

第 7 書類の保管等

- 1 補助事業者は、この事業に係る経理については他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備して、保管するものとする。ただし、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。
- 2 県は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、補助事業者に対しその他必要な事項について調査し、報告を求めることができるものとする。

第 8 その他

補助事業者は、この要領に定めるもののほか、知事が定めたことに従い事業を実施するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 養殖グリーン成長戦略推進事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日定め）は、廃止する。

別表（第2及び第3関係）

項目	（１）海面養殖グリーン化事業		（２）陸上養殖グリーン化事業	
	直接補助事業による場合	間接補助事業による場合	直接補助事業による場合	間接補助事業による場合
補助事業者	沿海漁業協同組合の組合員で養殖業を営んでいる者又は養殖業を開始する者（以下「海面養殖業者」という。）	市町村	内水面漁業の振興に関する法律に基づく届出書を提出している者又は１年以内に提出する者（以下「陸上養殖業者」という。）	市町村
事業主体	－	海面養殖業者	－	陸上養殖業者
補助対象経費及び要件	ア 人工種苗の導入尾数増加 〔補助対象経費〕 - 前年度の人工種苗導入尾数より増加した人工種苗の購入経費 〔要件〕 - 実施年度の人工種苗導入尾数が１０万尾未満であること イ 配合飼料の使用量増加 〔補助対象経費〕 - 単体で給餌可能な配合飼料のうち、前年度の購入数量より増加した購入経費 〔要件〕 - 漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）の活用者でないこと ウ 無給餌養殖（貝、海藻）の開始又は生産拡大 〔補助対象経費〕 - 前年度よりも生産量を増加させるために必要な以下の経費 - 貝類種苗費又は海藻種糸費。ただし前年度の購入数量を上回ること - 養殖資材費（養殖筏材料、養殖かご、網、ロープ、肥料等） - 給餌が必要な貝類養殖は除く。		〔補助対象経費〕 - 環境負荷低減となる養殖施設整備経費 - 環境負荷低減となる養殖機器導入経費 - 施設又は機器の撤去費用及び修繕費用は除く	
補助対象額の算出方法	補助対象額は１,０００円単位とし、１,０００円未満の端数があるときは、切り捨てにより算定する			